

## 佐賀市社会福祉協議会児童遊園地整備助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童に健全な遊び場を与えることにより児童の交通事故等の防止、健康の増進及び情操の高揚を図るため、自治会等による児童遊園地の設置、補修等に係る経費に対し、佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象となる児童遊園地は、次の条件を備えたものとする。

- (1) 敷地は原則として自治会等の所有地とし、面積は概ね100平方メートル以上とし、常時児童遊園地として使用できるものであること。
- (2) 児童遊園地には、設備として、広場若しくはブランコ、滑り台、低鉄棒、砂場等の遊具又は柵を設けること。

2 佐賀市児童遊園地等整備費補助金以外の補助金等の交付を受ける場合はこの限りではない。

### (助成対象経費及び助成金額)

第3条 助成金交付の対象経費及びその助成金額（100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）は次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 新設

児童遊園地遊具整備費（土地取得費及び整地費を除く。）に対し、当該経費に10分の3を乗じて得た額（その額が10万円を超える場合には、10万円）。

#### (2) 改修

遊具の改修に対し、当該経費に10分の3を乗じて得た額（その額が6万円を超える場合には、6万円）。

#### (3) 取り替え

設置して5年以上経過したもので、老朽化などで危険な遊具の全部の取り替えに係る経費に対し、第1号の基準の規定に準じて得た額。

#### (4) 砂入れ

砂入れに係る経費（当該砂入れの体積が10立方メートルを超えるときは、10立方メートル分の砂入れに係る経費）に対し、第2号の規定に準じて得た額。

#### (5) 外柵

外柵の新設、改修又は取り替えに係る経費に対し、新設の場合は第1号、改修の場合は第2号、取り替えの場合は第3号の規定に準じた額。

#### (6) その他

本会会長が特に必要と認めるもの。

2 児童遊園地に対する助成金は、当該年度において、前項の各号に定める助成のいずれか1つとし、1施設当たり1回とする。

### (申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする地区自治会の会長は、助成金交付申請書（様式1号）を本会会長に提出しなければならない。

2 前項の助成金交付申請書には、当該工事の見積書の写し、設置場所略図、領収書の写し、写真の写しを添付しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 前条の助成金交付申請書等に基づき、調査及び内容審査の結果、適当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

(遵守事項)

第6条 この要綱により助成を受けた助成事業者は、当該遊園地の管理責任者を定め、児童遊園地における児童の危険、災害防止等に努めなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほかは、その都度協議する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。